

地区計画等の区域内における行為の届出書について（彩都粟生地区）

～届出の手続き～

1. 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。

2. 届出先

みどりまちづくり部まちづくり政策室あて、2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

届出書（様式1）には次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内容に適合している状況を明記してください。

| 届出が必要な行為 | 添付図書 |
|--|---|
| 建築物の新築、増築、改築、 移転（*1）、 工作物の建設（*2） | 位置図、配置図、緑化施設平面図、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、 外構断面図、委任状（*3） |

備考

*1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。

*2 擁壁や垣又はさくなどの建設のほか、土地の区画形質の変更も該当します。

*3 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

____で示された図書は、法律により添付することが定められているものです。また、立面図は2面以上必要です。

～添付図書に関する留意点～

図面には、制限内容に適合している状況を明記してください。特に垣又はさくの構造の制限に関する内容確認のため以下について記載が必要です。

- 配置図等に道路境界線から0.5m、隣地境界線から1mの範囲を明示する。（寸法も表示する）
- 道路境界線付近の外構の状況等がわかるように外構断面図を記載する（断面は各変化点ごとに取り、配置図にその位置を示す。また、断面図には道路境界線から0.5mの範囲を明示のうえ、原則として寸法も表示する。）
 （※）変化点ごとに断面をとると断面数が膨大になり、かつその内容に殆ど差異が無いなど、やむをえないと認められる場合、一部の断面を省略することは可能です。この場合には、配置図及び外構断面図に「道路境界線より0.5mまでは、道路面と同じ高さとし、これを超える工作物等も設けない」旨の但し書きが必要です。
- 生垣、フェンス又は鉄柵等を設ける場合はその位置、高さ、構造について配置図等に明示する。

～届出内容に変更が生じたとき～

変更届（様式2）に上記図書を添付し、2部提出してください。

～工事が完了したとき～

- 行為が完了したら速やかに完了届を提出してください。
- 完了届には委任状、届出書（副本）の写し、位置図、配置図、竣工写真（地区計画の届出の内容が確認できるもの）を添付して1部提出してください。
- 届出の内容に不都合が認められるときは、必要な指導を行うことがあります。

問い合わせ先：箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室 072-724-6810